

## 中国における破産に関する近時の傾向



弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士 松本 亮

PROFILE

## 1 増加する破産案件

中国の最高人民法院は、2016年8月より「全国企業破産重整案件情報網」というHPにおいて、全国の破産案件に関する情報を公開しているが、当該HPにて1年ごとに破産審査案件数及び破産案件数を検索した結果は以下の表のとおりである。これを見ると、中国の破産案件数は近時増加の一途をたどっていることがはっきりと見て取れる。

## 破産案件数の推移



データ検索HP：全国企業破産重整案件情報網

<http://pccz.court.gov.cn/pcajxxw/index/xxwsy>

## 2 中国の倒産制度

中国では、いわゆる企業の破産は、「企業破産法」（2007年6月1日施行）により認められているが、個人の破産は、2021年3月1日以降、深圳において試験的に導入されているものを除き認められていない。もっとも、近時の不動産不況や経済状況の悪化に伴い、経済的に破綻した人が増加していることから、個人破産制度の導入について検討が続けられている。

なお、以前は、外資系企業（日系企業の子会社等）は事実上破産が認められていなかったが、最近では実務上、外資系企業であっても破産が認められるようになっていく。

## 3 不動産デベロッパーの破産

近時、中国では恒大集団の経営破綻をはじめとする多くの不動産デベロッパーが長引く不動産不況が原因で破産の危機に瀕している。このような不動産デベロッパーのうち、消費者向けマンションの不動産開発プロジェクトについては、完成前から消費者に対して販売し、消費者から代金の全部または一部の支払を受けていることが多い。そのため、仮にこのような不動産デベロッパーが破産した場合には、マンションを購入した消費者に対して多大なる影響を与えることになる。

そこでこのような消費者をいかに保護するかが問題になるが、中国の企業破産法の原則によればどうなるかについて見ておきたい。

企業破産法109条は以下の通り規定している。

破産者の特定財産に対して担保権を有する権利者は、当該特定財産に対して優先弁債権を有するとされており、抵当権等を有する権利者は優先して弁済を受けることができる。

また、企業破産法113条は、債権の弁済順位について、以下の通り規定している。

破産財団が破産費用及び共益費用を優先的に弁済した後、以下の順位により弁済するものとする。

①破産者が未払の従業員賃金、医療、身体障害者補助及び救済費用、従業員の個人口座に振り込むべき未払の基本養老保険費用及び基本医療保険費用並びに法律、行政法規において従業員に至急が義務付けられる補償金

②前項に定める以外の破産者が未払の社会保険費用及び破産者の未払税

③一般破産債権

この点、不動産を購入した消費者は、不動産デベロッパーに対して、当該不動産の引渡請求権を有すること

になるが、仮に不動産デベロッパーが破産した場合、当該債権は、本来抵当権などの担保権に劣後するばかりか、労働債権や税金などの優先債権を支払った後にしか弁済されない一般破産債権となるのが原則である。

しかしながら中国においては、長引く不動産不況において、このような不動産を購入した消費者を保護する必要性が高いことから、「最高人民法院の商品住宅の消費者の権利保護に関する問題の回答」<sup>i</sup>に基づき、以下のような運用がなされている。

① 自然人である譲受人が居住目的で購入した住宅の代金全額を支払った場合には、当該住宅の引渡請求権は、工事代金優先権、抵当権その他の債権よりも優先する。仮に代金の一部しか支払っていない消費者が、一番の裁判の口頭弁論終結前までに残りの代金全額を支払えば同様とする。

② 仮に住宅が引き渡されず、引き渡される可能性もない場合には、当該住宅の購入者は代金返還請求を行うことができ、当該債権は工事代金優先権、抵当権その他の債権に優先する。

当該通知により、居住目的で不動産を購入した自然人の債権は、いわば超優先債権として保護されることとなっている。その結果、本来優先的に回収を受けることができるはずだった担保権を有する融資銀行や工事優先債権者に影響を与えることになり、予測可能性を害するのではないかという批判も当然あると思われる。しかしながら、このような取り扱い、良い悪いは別として、破産制度における原理原則に変更を加えることになったとしても、社会の安定を第一に考えなければならないと、中国が判断した結果ではないかと思われる。

以上

<sup>i</sup> 最高人民法院关于商品房消费者权利保护问题的批复

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： [info\\_china@ohebash.com](mailto:info_china@ohebash.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。